

# 静岡県開発型企業研究会会則

## <目 的>

第1条 静岡県開発型企業研究会(以下「研究会」という。)は、県内中小企業の経営基盤の強化と技術、販売力の拡大を図るため、県内異業種の中小企業者が結集し、官・学と共同し、新技術・新商品の研究開発や新市場の創出等を推進することを目的とする。

## <事 業>

第2条 研究会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)新技術・新商品の研究開発
- (2)新市場の研究及び創出
- (3)経営力の強化、交流事業
- (4)その他、目的達成に必要な事業

## <組 織>

第3条

1. 研究会は、県内に事業所を有する研究開発を志向する中小企業等をもって構成する。
2. 中小企業者以外の者が研究会の主旨に賛同し入会したときは賛助会員として扱う。
3. 研究会には総会、役員会を置く。ただし、必要に応じ委員会を置くことができる。

## <役 員>

第4条

1. 研究会に会長1名、副会長3名以内、幹事若干名、会計監事2名及び相談役若干名を置き、会長、副会長、幹事、会計監事及び相談役は会員の互選とする。
2. 会長、副会長、監事、会計監事及び相談役の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 研究会には学識経験者を若干名顧問として置くことができる。

## <定例研究会>

第5条

1. 定例研究会は、会長が召集する。
2. 定例研究会にはできるだけ担当者本人が出席する。代理出席または欠席の場合は必ず事前に連絡する。

## <役 員 会>

第6条 役員会は、会長が必要と認めるとき、これを招集する。

## <総 会>

第7条

1. 研究会の会則及び運営に係る重要事項は、総会の議決をもって決定する。
2. 総会の議決は総会出席者(代理人や委任状を含む)の3分の2以上の同意を必要とする。
3. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
4. 通常総会は年度当初に開催し、臨時総会は役員会が認めるとき開催する。

## <入退会>

### 第8条

1. 研究会への入退会については選定委員会の議を得て経て決定する。
2. 選定委員会の委員は、本研究会役員及び静岡県産業振興財団とで構成する。
3. 研究会に在籍し、顕著な経営成果を達成したと選定委員会が認定した企業は、退会后、会友として推挙することかできる。

## <経費>

第9条 研究会の活動に要する経費は、会費その他をもってあてる。  
なお、会費等については別に細則で定める。

## <事務局>

第10条 研究会の事務局は、静岡県産業振興財団内に置く。

附 則 この会則は昭和53年7月24日から施行する。

昭和57年4月 1日 一部改正

昭和59年4月26日 一部改正

昭和63年4月22日 一部改正

平成 元年4月21日 一部改正

平成 3年8月 8日 一部改正

平成 4年2月 6日 一部改正

平成 7年4月20日 一部改正

平成 9年4月11日 一部改正

平成12年4月 1日 一部改正

平成14年4月 1日 一部改正

平成23年4月 1日 一部改正

平成24年4月 1日 一部改正

## 静岡県開発型企业研究会 会費等に関する細則

### 第1条

- 研究会会則第9条に規定する会員及び賛助会員の会費は次のとおりとし、4月に一括納入するものとする。
  - 年額 70,000円
  - 既納の会費は払戻しない。
- 中途加入企業の会費については、前項(1)の金額を月割計算し算出した額とし、加入時に一括納入するものとする。
- 前項の月割計算において1ヶ月に満たない日数が生じた場合、これを1ヶ月として計算する。

第2条 新規入会企業の入会金は 30,000円とし、加入時に一括納入するものとする。ただし再入会する場合は除く。

第3条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4条 経理事務は事務局で行う。

### 第5条

- 会友の会費は年額20,000円とし、4月に納めるものとする。
- 研究会は、会友を会員名簿に掲載する他、会友に対しニュースの配布及び会が入手した情報・資料等を必要により提供する。

### 第6条

- 定例会等を開催するために費用が不足する場合は、その都度役員会で決定した金額(以下「都度参加費」と言う)を参加者から徴収する。
- 会員企業から複数名の参加がある場合は、人数分の都度参加費を徴収する。
- 総会については、1会員企業1名までの都度参加費は発生しないものとする。2名以降の参加費は、都度役員会で懇親会実費を考慮しつつ決定する。
- 会友が定例会等(総会を含む)に参加する場合は、都度参加費の他に1回1名10,000円を会に支払うものとする。
- 入会希望者が定例会等(総会を含む)に参加する場合の参加費は、都度役員会で懇親会実費を考慮しつつ決定する。
- 招待者や関係者については、別途定める内規に基づいて参加費を徴収する。

第6条 会及び他の会員の名誉を著しく傷つける行為をした場合及び例会への欠席が著しい場合、会員の資格を失うものとする。

### 第7条

- 会の代表として出張する場合、その旅費等の支給は次のとおりとする。
- 県内、県外出張は、出発地から目的地までの実費。
  - 宿泊をすることが必要な場合、その宿泊費として実費を支給する。

- 第8条 会員に対する見舞金、弔慰金は次のとおりとする。
- (1) 会員が20日以上入院した場合の見舞金 10,000円
  - (2) 会員が死亡した場合の弔慰金 30,000円
  - (3) その他会長が必要と認めた場合

平成26年 4月1日 一部改正

## 静岡県開発型企业研究会

### 招待者・関係者の参加費に関する内規

当研究会の総会及び定例会における懇親会の会費等について、顧問・県・事務局は原則下記の通りとし、必要に応じてその都度検討する。

#### 【 日帰りの総会・定例会 】

( 日帰りの総会・定例会の懇親会参加費 )

・顧問 招待とし、会費は免除する(代理人の場合もこれに準ずる)。

関係随行者は、1名につき3千円とする。

・静岡県関係者 1名につき3千円とする。

・事務局 (公財)静岡県産業振興財団

1名は事務局員につき免除、1名は3千円、3名以降はその都度検討し決定する。

#### 【 宿泊を伴う定例会 】

( 宿泊を伴う定例会における会費 )

・顧問、事務局 都度役員会で実費を考慮しつつ決定する。

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

平成20年 4月1日 改正

平成22年 4月1日 改正

平成23年 4月1日 改正

平成24年 4月1日 改正